

京都市政策評価制度評議会設置要綱

（設置）

第1条 政策評価制度について，市長の意見の求めに応じ，必要な審議を行うため，京都市政策評価制度評議会（以下「評議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 評議会は，委員7人以内をもって組織する。

2 委員は，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は，平成16年3月31日限りとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 評議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は，委員の互選により定め，副会長は会長が指名する。

3 会長は，評議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 評議会は，会長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 評議会は，会長（会長に事故があるときは，副会長）及び委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 評議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 評議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 評議会の庶務は，総合企画局政策推進室政策企画課において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか，評議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は，決定の日から施行する。（平成15年4月11日決定）

（経過措置）

2 第5条第1項の規定にかかわらず，最初の評議会は，市長が召集する。